

「丸亀市市制施行 20 周年記念ロゴマーク」募集要項

1 趣旨

丸亀市は、令和 7 年 3 月 22 日に市制施行 20 周年を迎えます。この記念すべき節目を迎えるにあたり、数々の記念事業を実施する予定です。

この記念事業を広く PR し、市民の皆さんと一緒に盛り上げるために、丸亀市市制施行 20 周年記念ロゴマークを募集します。

2 応募資格

住所、年齢、プロ・アマチュアは問いません。

※18 歳未満の方は、あらかじめ保護者の同意を得たうえでご応募ください。

3 作品の要件

- (1) 作品は、市制施行 20 周年を祝い、更なる市の一体感を醸成するとともに、丸亀市への想いやイメージなどを表現したもので、誰にでも分かりやすく、親しみやすいものとします。
- (2) 作品は、シンボルマーク（図柄）でも、ロゴタイプ（デザインされた文字）の入ったロゴマークでもどちらでも結構です。
- (3) ロゴタイプには、「丸亀市市制施行 20 周年記念」がイメージできる文字を使用してください。
- (4) 既存のキャラクターは使用不可とします（「とり奉行骨付きじゅうじゅう」や「京極くん」「うちっ娘」「元亀くん」など、丸亀市の既存キャラクターも使用不可とします。）。

※看板、パンフレット、ポスター、ウェブサイト、SNS 等での使用のほか、市が認める事業に対してもその使用を許可する予定としています。

4 応募規定

- (1) 自作の未発表作品であること及び著作権や意匠権、商標権その他の第三者の権利を侵害するおそれがないものとする。
- (2) 1 枚につき 1 点の応募とし、応募点数は 1 人 2 点までとします。ただし、1 人が複数受賞することはありません。
- (3) 色彩は自由ですが、モノクロや拡大・縮小して使用することも考慮してください。
- (4) 各種印刷物、ウェブサイト、その他作成物など幅広い用途に活用することを想定してデザインしてください。
- (5) 作品は、手書き又は電子データ（容量 10MB 以内で、ファイル形式は JPG、PNG 又は PDF）とすること。

5 応募方法

所定の応募用紙又は、縦横 15 センチの枠を書いた A4 判白紙に手書き、パソコン等によりデザイン・出力したもの又は電子データに住所、氏名（ふりがな）、電話番号、年齢、デザインの説明を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

※ 応募用紙は、市役所、綾歌・飯山市民総合センター、本島・広島市民センターに備えてあります。また、丸亀市ホームページ (<https://www.city.marugame.lg.jp/page/29221.html>) からダウンロードできます。

◆郵送の場合

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号 丸亀市市長公室秘書課 あて

※10月31日付の消印有効とします。

◆電子応募

応募フォーム (<https://logoform.jp/form/AvES/705465>) に必要事項を入力し、作品データを添付して送信してください。

◆持参の場合

所定の応募用紙に必要事項を記入の上、「市役所4階 市長公室秘書課、1階 総合案内」「綾歌市民総合センター」「飯山市民総合センター」「本島市民センター」「広島市民センター」に設置してある応募箱へ応募用紙を提出してください。

6 募集期間

令和6年9月20日（金）～10月31日（木）必着

7 選考・賞

応募作品の中から選定委員会（別に定める）及びSNSを用いた投票により、作品を選考します。

◆最優秀賞（採用作品） 1点 2万円相当の金券+丸亀市特産品詰め合せセット

◆優秀賞 2点 丸亀市特産品詰め合せセット

※応募作品に関する一切の権利は、丸亀市に帰属します（留意事項参照）。

8 結果発表

選考結果は、令和6年12月中旬に受賞者本人に対して連絡した後、ホームページ及び市広報紙で発表する予定です。

9. 個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳正に管理し、応募内容の確認、選考結果の通知など、本件に関する以外での目的では使用しません。また、受賞者名及び居住する自治体名は、市広報紙やホームページで公開するとともに、報道機関を含めた関係者に提供します。

10 その他（留意事項）

- (1) 応募にかかる費用は応募者の負担とし、提出いただいたメディア、書類は返却しません。
- (2) 採用した作品に関する著作権等の一切の権利は丸亀市に帰属します（著作権法第27条及び第28条を含む。）。
- (3) 受付通知及び不採用通知はいたしません。また選考結果のお問合せには対応いたしかねます。
- (4) 同一又は酷似した作品がある場合は、公正な方法により抽選を行います。
- (5) 採用後に必要に応じて補作・修正することがあります。
- (6) 送付中やメール送信中の事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合、丸亀市は一切責任を負いません。

(7) 本規定に取り決めのない事項については、丸亀市の判断により決定します。

【問合せ先】

丸亀市市長公室秘書課 〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

TEL:0877-24-8800 Fax:0877-24-8860 電子メールアドレス:hisho-k@city.marugame.lg.jp

【参考】丸亀市合併10周年記念事業 ロゴマーク



丸亀市市制施行 20 周年記念「ロゴマーク」 応募用紙

--

デザインの説明・背景・想い（200 字以内）			
住 所	〒 ー		
氏 名	(ふりがな)		
連絡先(電話番号)		年齢	歳